



令和4年(行コ)第5号 久米至誠廟撤去を怠る事実の違法確認等請求控訴事件

原告 金城照子 外1名

被告 那覇市長 外1

被控訴人那覇市長補助参加人兼被控訴人那覇市訴訟参加人

一般社団法人久米崇聖会

控訴準備書面

令和4年11月30日

福岡高等裁判所那覇支部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一



第1 控訴理由書Ⅱの補充訂正

1 控訴人は控訴理由書Ⅱにおいて「そもそも那覇市はその当初の主張からみて、同条同項4号に基づく減免決定を行った可能性が濃厚であり、同条同項2号に基づく減免決定であったことが「明らか」という原判決の認定には疑問がある。一審判決のさなかにおいて、控訴人による指摘があつてはじめて誤記である旨主張してきたのであり、那覇市はそれまでも、そしてそれまでも4号に基づいて減免処分を行ってきたのであった。」に関し、次のとおり補充する。

2 一審被告らの主張について

一審被告らは請求の趣旨第2項について準備書面1(令和2年10月22日付け)の第5(16頁)において、本件減免処分が71条1項2号に基づくものだと主張し、同条項4号としたのは、「誤記であり、正しくは2号」であ

るとしているが、那覇市作成の調査事項（乙51）には、「昨年までは、同項4号、那覇市固定資産税の減免取扱基準第3章第4その他減免(7)に基づき減免していた。」とあり、しかも令和元年度においても「4号」に基づいて減免することの記載はあるが、「2号」については記載がない（乙51の中程の記載）。もっとも、同報告書減免取扱基準第3章第2公益減免(3)に関する言及はあるが、原審においても主張したとおり、「地域又は不特定多数の者が利用する拝所、共同井戸等で、当該地域の共同体的施設」とあり、入園者が鑑賞、体験する市立公園内に観光ないし教育施設として設置された本件施設とは全く性格が異なっており、なにゆえ本件施設をもって拝所や共同井戸等の共同体的施設と認定したのか不明であり、その説明すらない（宗教的施設であれば「拝所」という解釈が成立する余地もあるが、被控訴人らは宗教的施設であるということを否定していた）。

決定通知書における「4号」の記載が単なる誤記であるという被控訴人らの主張については大いに疑問である。

3 更生決定について

被控訴人らは、準備書面3（令和3年7月14日付け）の第2において、令和元年5月29日付けで固定資産税減免決定通知書（乙52）のうち、本文2行目の条例の条項の記載について、令和3年5月27日付けで、更生決定を行い「4号」を「2号」に変更した（乙61）。

平成元年の減免決定が決定通知（乙52）を離れて存在しない以上、更生決定があった時点で同決定の取消と新たな決定があったと解するほかはないが、これによって無効な決定が同時に遡って有効な決定となったということはない。

それは「2号」に基づく減免決定の不存在であり、治癒できるものではないし、また「2号」に基づく決定であれば、それが宗教施設であるということとを理由とする優遇措置ということになり、政教分離原則に違反する違憲無効は明らかである。

4 主張の訂正

よって控訴理由書Ⅱにおける控訴人の前記主張「そもそも那覇市はその当初の主張からみて、同条同項4号に基づく減免決定を行った可能性が濃厚で

あり、同条同項2号に基づく減免決定であったことが「明らか」だという原判決の認定には疑問がある。一審判決のさなかにおいて、控訴人による指摘があつてはじめて誤記である旨主張してきたのであり、那覇市はそれまでも、そしてそれまでも4号に基づいて減免処分を行ってきたのであつた。」は、
「そもそも那覇市は、調査事項(乙51)からみても、同条同項4号に基づく減免決定を行う認識をもっていた可能性が濃厚であり、同条同項2号に基づく減免決定であったことが「明らか」だという原判決の認定には疑問がある。原審の審理のさなかにおいて、はじめて誤記である旨主張し、更生決定を行つたのであり、那覇市はそれまでも、そして令和元年度も4号に基づいて減免処分を行ってきたのであつた。」と訂正する。

以上